

青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 青森県における次世代育成支援対策の推進に関し必要な施策を検討するための子どもと子育てに関する県民意識調査の実施にあたり、調査内容並びに調査結果に基づく子育て支援施策の方向性等を検討するため、青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青森県子どもと子育てに関する調査にかかる調査項目の検討
- (2) 青森県子どもと子育てに関する調査報告書の作成
- (3) 青森県子どもと子育てに関する調査結果に基づく子育て支援施策の方向性の検討
- (4) その他、青森県子どもと子育てに関する調査の実施について必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関・団体等の関係者、学識経験者等をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に健康福祉部長が指名する委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要の都度、青森県健康福祉部長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 会議には必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、青森県健康福祉部こどもみらい課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

(別表)

青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会 委員

区 分	団体等名称、役職	氏 名
学 識 経 験 者	弘 前 大 学 教 育 学 部 准 教 授	増 田 貴 人
児 童 福 祉 関 係 団 体	青 森 県 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー 部 長	吉 田 圭 子
子 育 て 支 援 団 体	N P O 法 人 は ち の へ 未 来 ネ ッ ト 事 務 局 長	井 ノ 上 洋 一
子 育 て 支 援 団 体	ふ れ ～ ふ れ ～ フ ァ ミ リ ー 代 表	一 條 敦 子
母 子 保 健 関 係 団 体	公 益 社 団 法 人 青 森 県 看 護 協 会 助 産 師 職 能 委 員 長	福 多 彩 子
行 政 関 係	青 森 労 働 局 雇 用 均 等 室 長	鈴 木 千 賀 子